

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」が、平成28年12月9日に成立し、同月16日に施行されました。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。一人ひとりが互いを認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有す

る。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

住民自治のまちづくり

経営企画課
☎64-7711

第2回 玉村町に住む外国人日本語発表会を開催します

玉村町国際交流協会により行われている日本語教室に通う外国人生徒たちが、日頃の学習の成果として、日本語の発表会を行います。玉村町での仕事や休日の過ごし方、町民とのおつきあい、ことばの問題、将来の夢などを発表します。発表会のほかにも、ズンバダンス、民族衣装試着、書道など各種体験やコーヒーとクッキー販売、フリーマーケットなども行います。参加自由ですので、ぜひご来場いただき、外国人住民との親交を深めてください。

期日 10月22日（日） 場所 勤労者センター
内容

- 「ズンバを踊ろう！」 午前10時30分～11時
- 「第1部発表会」 午前11時15分～午後0時15分
- 「第2部発表会」 午後1時～2時

※各体験・喫茶店・フリーマーケットは随時行います。

主催 玉村町国際交流協会

共催 県立女子大学国際交流倶楽部、高崎健康福祉大学子育て支援サークル「カフェオーレ」